

令和6年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和6年9月17日（火） 午後1時25分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（7名）

1 番	渡 辺 昌 君	2 番	長谷川 孝 君
3 番	川 村 敏 晴 君	4 番	大 滝 国 吉 君
5 番	山 田 勉 君	6 番	上 村 正 朗 君
7 番	鈴 木 一 之 君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会 委員長 大 滝 国 吉 君
一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高 田 晃 君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同 課 国 保 室 長	林 洋 一 君
同 課 国 保 室 副 参 事	渡 邊 智 雄 君
同 課 健 康 支 援 室 長	船 山 幸 文 君
同 課 健 康 支 援 室 主 幹	中 川 紀 子 君
同 課 健 康 支 援 室 係 長	工 藤 千 晶 君
介 護 高 齢 課 長	志 田 淳 一 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 長	川 村 勇 治 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 主 幹	田 中 加 代 子 君
同 課 介 護 保 険 室 長	瀬 賀 由 香 君
同 課 介 護 保 険 室 係 長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	佐 藤 一 幸 君
同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事	堀 内 さ ゆ り 君
同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事	斎 藤 悠 輔 君
同 課 福 祉 政 策 室 係 長	田 巻 桂 君
同 課 福 祉 政 策 室 係 長	菅 井 洋 子 君
同 課 総 合 相 談 室 長	石 嶋 聡 君
同 課 総 合 相 談 室 係 長	遠 山 恵 子 君
こ ど も 課 長	山 田 昌 実 君
同 課 子 育 て 政 策 室 長	長谷部 淳 君
同 課 子 育 て 政 策 室 主 幹	板 垣 友 紀 君

同課子育て政策室係長	渡 辺 悟 君
同課ことばとこころの相談室主幹	大 滝 真理子 君
同課子育て支援室長	高 橋 洋 一 君
同課子育て支援室副参事	菅 井 学 君
同課子育て支援室係長	高 橋 洋 樹 君
同課子育て支援室係長	志 田 真 弓 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	山 田 ひろみ

(午後 1 時 2 5 分)
分科会長 (鈴木一之君) 開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

鈴木分科会長 ここで副市長から発言を求められておりますので、これを許します。
副 市 長 去る9月13日開催されました市民厚生分科会におきまして、長谷川委員から集会施設整備事業に係る整備事業費補助金のところで地縁団体数についての御質問をいただいたのですが、そのときお答えできませんでしたので、私ここでお答えをさせていただきます。現在地縁団体の数、195団体になります。275町内集落数のうち195団体でございます。以上です。

日 程 第 3 議第82号 令和6年度村上市一般会計補正予算(第7号)についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 志田淳一君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説 明)

こども課長	それでは、10ページ、11ページをお開きください。15款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄1、児童手当負担金1億915万7,000円の増額ですが、令和6年10月分から児童手当が拡充される国の負担分となります。
福祉 課長	2目民生費国庫補助金、第1節社会福祉費補助金、説明欄1、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金86万6,000円につきましては、生活保護経費のうち電算業務委託料、システム改修の追加に伴う増であります。国庫負担率2分の1となります。
こども課長	2節児童福祉費補助金、説明欄1、子ども・子育て支援事業費補助金344万5,000円の増額ですが、こちらも令和6年10月に改正される児童手当制度の事務費に対する国庫補助となります。補助率は10分の10となります。

第16款 県支出金

(説 明)

こども課長 16款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄1、児童手当負担金、こちらにつきましても71万1,000円の増額ですが、令和6年10月分から児童手当が拡充される県の負担金となります。

第19款 繰入金

(説 明)

介護高齢課長 続きまして、12ページ、13ページを御覧ください。19款1項1目特別会計繰入金、1節特別会計繰入金です。説明の1、介護保険特別会計繰入金1,310万7,000円です。こちらにつきましては、令和5年度の実績確定しましたので、一般会計への返還金ということになります。

第21款 諸収入

(説 明)

保健医療課長 21款6項6目、説明欄1、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金です。こちらは、令和5年12月末現時点ではワクチン代を3,260円と見込んでいましたが、その後ワクチン代が1万1,600円程度に見直され、その超過分である8,300円について助成金が支給されることとなりました。接種率は65歳以上の60%、1万3,300人で見込んでおります。以上です。

歳入

第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

上村 正朗 新型コロナ定期接種ワクチンの関係なのですが、雑入、どこから入る、国とか県ではないですよね。何かの団体なのでしょうか。ちょっと教えてください。

健康支援室長 この助成金につきましては、国から説明がなされておまして、支払決定助成金の支払いにつきましては、ワクチン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体が行うということになっておりますので、純粋な国庫ではありませんので、雑入に計上しております。

歳出

第3款 民生費

(説明)

福祉 課長

それでは、3款1項1目社会福祉総務費になります。16ページ、17ページをお開きください。説明欄1、社会福祉費一般経費になりますが、こちらはフードバンク等活動支援補助金300万円と貸付金制度創設補助金300万円になります。御寄附をいただきました寄附金の使途としまして、市内フードバンク運営団体に対しまして食料費購入等の補助をするものでございます。1団体当たり150万円の2団体としております。2つ目につきましては、同じく寄附金を財源としまして、子育て世帯向けの小口貸付制度創設のために村上市社会福祉協議会に補助金を支出するものでございます。続きまして、説明欄2から5になりますが、いずれも前年度実績による返還金であります。そのうち4番の障害者自立支援経費につきまして、4,000万円の返還金とありますが、こちらは一昨年度来伸びております障害児、こちらのほうの給付見込みにおきまして、実質上伸びてはいたのですけれども、最終的に伸び率が鈍化したものから、そのうちの国に対して2,230万円、県に対して1,115万円返還があるということで大幅な額というふうになっております。以上です。

介護高齢課長

続きまして、2目社会福祉施設費、説明欄1、ゆり花会館運営経費の工事請負費5,859万7,000円です。こちらにつきましては、ゆり花会館のエアコンが故障しておりますので、その修繕工事と、あと軒天の工事の費用となっております。続きまして、3目老人福祉費、説明欄の1、老人福祉費一般経費の返還金ですけれども、こちらにつきましては、令和5年度に行いました介護報酬改定に伴うシステム改修の事業の補助金の返還と、低所得者保険料負担軽減の負担金の返還金を合わせて158万8,000円を計上しております。

保健医療課長

説明欄2、後期高齢者医療広域連合負担金です。こちらは、過年度分の負担金の精算金になります。以上です。

こども課長

2項1目児童福祉総務費、説明欄1、児童福祉費一般経費1,218万4,000円の増額ですが、株式会社加藤組様からの寄附を活用しまして、独り親世帯等に村上市の特産品を贈るひとり親家庭等応援便に関する事務経費として、印刷製本費、通信運搬費を含めまして561万1,000円を増額するものです。また、そのほか残りにつきましては、返還金でございます。令和5年度子ども・子育て支援交付金に係る実績報告に伴う返還金、それから令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の実績報告に伴う返還金、合わせまして657万3,000円でございます。2目母子父子福祉費、説明欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費55万円の増額ですが、令和5年度ひとり親家庭等医療費助成事業補助金の精算によるものであります。説明欄2、母子家庭等対策総合支援事業経費131万6,000円の増額ですが、こちらにつきましても令和5年度精算によるものでございます。18ページ、19ページをお開きください。3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費3,748万1,000円の増額ですが、本年6月の村上信用金庫様から市内保育園等へ寄附金によりまして各保育園で物品等の購入のため消耗品費7万円、その他備品購入費で53万円を増額するものでございます。修繕料710万円は、保育園における不時の修繕が多く、当初予定していた金額を超えることから補正するものです。工事請負費2,900万円ですが、みのり保育園の空調設備更新と高南保育園床暖房管改修工事の実施により工事請負費が不足することから、増額するものであります。説明欄2、通園バス運行経費74万3,000円の増額ですが、指定管理者制度

導入しているあらかわ保育園及び向ヶ丘、みのり保育園について、令和6年度から通園バス利用者の減少によりバス運行の見直しを行い、向ヶ丘、みのり保育園の指定管理者制度導入時に所管替えをしていた市所有の通園バス2台が市に返還されることになりました。返還されたバスの利用につきましては、朝日地区の保育園バスと入替えを行うこととしましたが、その車検代等の諸経費が必要となったことから、補正を行うものであります。説明欄3、子育てのための施設等利用給付事業経費36万6,000円の増額ですが、こちらは実績報告による返還金となります。説明欄4、児童手当等支給経費1億1,370万1,000円の増額ですが、令和6年10月から児童手当が拡充されるため、10月以降の扶助費及び事務費に係る予算を増額するものです。4目学童保育費、説明欄1、学童保育経費298万9,000円の増額ですが、障害児童等受入れ対応のため、神林学童保育所の支援員を2人、さんぼく森のなかよし学童保育所の支援員を1人増員したことにより、指定管理料をそれぞれ増額するものです。5目児童福祉施設費、説明欄1、屋内遊び場経費220万9,000円の増額ですが、屋内遊び場利用者から要望の多い空調設備導入に当たり、実施設計業務を委託するためのものであります。説明欄2、子育て支援拠点施設経費1,973万5,000円の増額ですが、令和7年度に移転、開設する神林学童保育所の電灯のLED化、トイレの改修など、当初の計画よりも増嵩が見込まれることから、増額補正をするものであります。

福祉 課長 続きまして、3款3項1目生活保護総務費、説明欄1、生活保護経費2,173万4,000円です。最初の電算業務委託料につきましては、歳入でも触れましたシステム改修に係る部分でございます。返還金につきましては、令和5年度実績に基づく返還金で、大きなものとしては生活扶助費において746万3,287円、医療扶助におきまして740万8,445円となります。続きまして、3款4項1目災害救助費になります。20ページ、21ページを御覧ください。説明欄1、災害救助経費228万3,000円ですが、返還金となります。このうち被災者見守り相談支援事業補助金確定に伴う返還金としまして72万円、あとは国の査定において様々な給付を行ったものの返還が生じたものが156万2,046円となります。

第4款 衛生費 (説明)

保健医療課長 4款1項2目、説明欄1、予防業務経費です。こちらは、新型コロナワクチン接種に必要な不足分の補正となります。以上です。

第2条「第2表 債務負担行為補正」 (説明)

介護高齢課長 続きまして、債務負担行為の補正になります。5ページを御覧ください。福祉センターゆり花会館指定管理料です。令和7年度から令和11年度までの5年間の指定管理料となります。

鈴木分科会長 こちらのほうは、令和6年度からというようなことで記載されておりますのですが、
介護高齢課長 新たな指定管理の期間が令和7年度からということです、すみません。
鈴木分科会長 了解しました。

歳出

第3款 民生費

(質 疑)

上村 正朗 幾つか教えてください。17ページの一番上、社会福祉費一般経費、フードバンク等活動支援補助金の300万円なのですけれども、使途は寄附なので、もうちょっと自由に使ってもいいのではないかなという気はするのですけれども、食材、食料品の購入だけなのですか。運営経費みたいなものには使えないのでしょうか。

福祉 課長 昨今の物価高騰並びに米不足が深刻化しておりまして、この状況が年度末まで続くことが想定されております。その中で、食材費の購入がまず第一であるということで、それぞれのフードバンクさんのほうともお話をさせていただいて、今回はそのような形を取りました。

上村 正朗 了解しました。では、同じ貸付金制度創設補助金なのですけれども、子育て世帯向けということなのですけれども、もうちょっと詳しく、スキームというか。

福祉 課長 現在、社会福祉協議会等で各種貸付金を行っております。小額なものは小口貸付けで最大3万円から、大きなものと修学資金等数百万円までいくものがございます。小口貸付けにつきましては、ちょっと金額が少ないものですから、子供たちの就学時に係る経費としてはちょっと少ないということが一つあります。ただ、大きな借入れを起こす際なのですけれども、県のほうの社会福祉協議会が応対となりまして、その審査会が月に2回ほどしかないということで、即応性がなかなか難しいということもありますので、例えば子供たちの制服等を買うときにやはり10万円ぐらいが必要だといったときに即座に対応できるように、この貸付制度を設けようということとしました。

上村 正朗 世帯ごとの上限とか、そういうのは特になのでしょうか。

福祉 課長 複数のお子さんがある世帯とかもいろいろ考えてはいたのですけれども、やはり1件金額で貸付けをするほうがその後の管理等も軽微な事務作業で済むということもありまして、1件当たり10万円を限度額ということで、また償還期間については1年以内ということをして現在検討しているところでございます。

上村 正朗 既存の貸付制度からこぼれるところを非常に丁寧に考えていただいて大変ありがたいなと思うのですけれども、これはいつから始めるのですか。

福祉 課長 現在この補正予算が決定次第、社会福祉協議会と詳細な最後の詰めを行いまして、社会福祉協議会さんのほうでも規約といいますか、規則等の整備が必要になります。ついては、この年度末、すぐお子さん方に入り用になるときまでには間に合わせて開始をしたいというふうに考えております。

上村 正朗 ありがとうございます。では、年度内ということですね。非常に細かい話なのですけれども、市が寄附いただいたものを預託みたいな形になるのでしょうか。

福祉 課長 預託ということも考えたのですけれども、あくまでも制度創設は社会福祉協議会さんで、そこに対する原資の補助金という形になります。

上村 正朗 そうすると、原資のほうの補助金、預託ではないから、事務経費みたいな、県社協から来ているものであれば1件当たり何百円とか、たしか事務経費というのは来ていると思うのですけれども、その辺郵送料だとか、電話料だとか、いろいろ事務的な経費かかると思いますし、とにかく社協非常に財政厳しいですので、その辺は本当は見てももらいたいなと思うのですけれども、どんなのでしょうか。

福祉 課長 社協さんのほうも経営は確かに厳しい部分があるというふうに思っております。ただ、年々会費のほうも落ち込んでおりまして、社会福祉協議会の知名度自体もそれ

ほど上がっていないというのが現状です。今回の場合は、事務経費等については向こうさんとお話しさせていただいて、特段支出はしません。ただし、社会福祉協議会の存在意義のアピールの部分と、通常行っています貸付金のメニューを1つ増やすということで、あくまで救済の幅を広げて、社協さんにとっても非常にPRになるということを御理解いただいたの制度創設ということとしております。

第4款 衛生費

(質 疑)

上村 正朗 新型コロナワクチンのあれなのですけれども、私も受けようかなとは思っているのですけれども、自己負担は結局幾らになるのでしょうか。

保健医療課長 自己負担につきましては、いまだにまだ県と県医師会とで委託契約の料金が決定しておりませんので、それが分かり次第公表する、こちらのほうでも決定するつもりで、予定しております。

上村 正朗 まだ分からないですね。三千幾らよりも安くなりそうなのですか、先ほどの。

保健医療課長 3,000円から4,000円ぐらいの間ではないかと見込んでおります。

上村 正朗 分かりました。インフルエンザに比べて倍ぐらいなのでしょうかね。市のほうで何かそれ助成するとかという考えは特にないのでしょうか。

保健医療課長 市のほうで特別助成する予定はありません。

上村 正朗 最後なのですけれども、新型コロナワクチンについては、結構ユーチューブとかSNSとかで安全上に問題があるみたいな、そういうSNSもかなり出回っているように見受けられるのですけれども、その辺安全性とか、そういったものに対しては、当然大丈夫だということやと思うのですけれども、その辺の周知とか、そういうのはどのように考えていらっしゃいますか。

保健医療課長 接種される方につきましては、医療機関のほうから副反応とか説明していただく予定となっております。

第2条「第2表 債務負担行為補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第82号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第4	議第88号 令和5年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課及びこども課所管分を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 志田淳一君、福祉課長 太田
------	--

秀哉君、こども課長 山田昌実君) から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

介護高齢課長 それでは、決算書の17ページ、18ページを御覧ください。13款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金、備考欄1、老人ホーム入所者負担金1,535万6,695円ですが、こちらにつきましては養護老人ホームやまゆり荘、あと胎内やすらぎの家に入所している方の個人の負担金となります。次に、備考欄3、老人ホーム入所措置費負担金1,158万5,246円ですけれども、こちらは関川村からやまゆり荘のほうに入所されている方の関川村さんからの措置費となります。備考欄の4から7につきましては、例年どおりですので、省略させていただきます。

福祉課長 続きまして、備考欄8並びに備考欄9につきましては、いずれも共同設置並びに共同開催しております関川村、栗島浦村からの負担金となります。

こども課長 続きまして、2節児童福祉費負担金です。備考欄1、保育園入園者負担金6,340万4,080円ですが、調定額6,351万9,180円に対する収入済額で、収入率は99.82%でありました。備考欄2、保育園入園者負担金(滞納繰越分)60万7,560円ですが、こちらも調定額462万3,350円に対する収入済額で、収納率は13.14%でした。備考欄3、保育園広域入園負担金につきましては、保護者の就労や里帰り出産等で他市町村に住所のある児童が市内の保育園を利用した場合の負担金で、8件分、392万4,700円でした。備考欄4、一時預かり利用料につきましては、保護者の就労形態や育児疲れなどの私的理由により一時的に児童を預かる事業となります。備考欄5、学童保育所利用料1,860万800円ですが、調定額1,896万8,400円に対する収入済額で、収納率98.06%でした。備考欄6、学童保育利用料(滞納繰越分)20万4,200円ですが、調定額41万4,200円に対する収入済額で、収納率49.30%でした。備考欄7、病児保育施設経費負担金122万5,000円につきましては、あらかじめ病児保育センター経費に係る負担金でありまして、関川村から事務の委託を受けて実施することから、事務運営に係る経費の関川村分の負担金であります。備考欄8、ことばとこころの相談室経費負担金370万2,000円につきましては、ことばとこころの相談室経費に係る負担金でありまして、関川村及び栗島浦村から事務の委託を受けて実施することから、事業運営に係る経費の関川村及び栗島浦村分の負担金であります。

保健医療課長 3目衛生費負担金、説明欄2から5は例年どおりのため、省略させていただきます。

こども課長 備考欄6、未熟児養育医療一部負担金については、例年どおりですので、省略させていただきます。

第14款 使用料及び手数料

(説 明)

介護高齢課長 続きまして、14款1項2目民生使用料、備考欄1、行政財産使用料ですが、介護高齢課で所管しています施設に設置されている電柱等に係る使用料でございます。

こども課長 次、2節児童福祉使用料の備考欄1、瀬波児童館使用料につきましては、例年どおりのため、説明を省略させていただきます。備考欄2、行政財産使用料32万2,416円

ですが、保育園敷地などにある東北電力の電力柱などの占用に伴う使用料であります。備考欄 3、病児保育施設使用料ですが、あらかじめ病児保育センター及びむらかみ病児保育センターを利用したときの使用料であります。

保健医療課長 14款 1 項 3 目衛生使用料、説明欄 2、急患診療所使用料は、令和 5 年 6 月から発熱者の対応を再開したことにより、前年度と比べ増額となっております。説明欄 3 は、例年どおりのため、省略させていただきます。

こども課長 23ページ、24ページをお開きください。2 項 2 目 1 節社会福祉手数料、備考欄 1、民生関係諸証明手数料につきましては、例年並みのため、説明を省略させていただきます。

保健医療課長 説明欄 4、受胎調節実地指導員指定等手数料は、1 件申請がありましたので、1 件分、4,000円計上されております。

第15款 国庫支出金

(説 明)

保健医療課長 続きまして、次のページになりますけれども、15款 1 項 1 目民生費国庫負担金です。説明欄 1、2 は例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄 3、産前産後保険料負担金は、令和 6 年 1 月から産前産後期間の保険税軽減措置に係る負担金です。説明欄 1 から 3 までは、国は 2 分の 1 の補助率となっております。

介護高齢課長 備考欄 4、低所得者保険料軽減負担金4,487万8,050円です。こちらは、介護保険料の第 1 段階から第 3 段階に該当する方の保険料の負担軽減分です。6,885人分です。

福祉 課長 備考欄 5、特別障害者手当等給付費負担金で2,674万1,550円ですが、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当に対する国の負担金で、負担割合は国が 4 分の 3 となります。続きまして、備考欄 6、障害者自立支援給付費負担金 6 億6,793万1,559円ですが、障害福祉サービスに対する国の負担金となり、こちらは国 2 分の 1 の負担となります。備考欄 7、障害者医療費負担金3,122万2,949円ですが、こちらは障害者の障害の除去または軽減を目的とした医療の給付費に対する国庫負担金で、国の 2 分の 1 の負担となります。続きまして、備考欄 8、障害児通所サービス費負担金 2 億1,427万6,000円ですが、放課後等デイサービス事業等に対する国の負担金で、負担割合は 2 分の 1 となります。続きまして、備考欄 9、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金ですが、1,253万7,131円、生活困窮者の包括的な相談に対応する自立支援事業等を行うもので、国の負担は 4 分の 3、国の負担となります。

こども課長 続きまして、2 節児童福祉費負担金、備考欄 1、児童扶養手当負担金、備考欄 2、児童手当負担金につきましては、例年並みとなっております。備考欄 3、子どものための教育・保育給付費負担金 1 億1,802万8,309円につきましては、認定こども園の村上いずみ園及び市内小規模保育事業所のゆりかご保育園、マイマイ保育園、認可保育園きらら、あんず保育園並びに広域入所に伴う児童入園委託料に係る国庫負担金で、負担率は 2 分の 1 です。備考欄 4、児童入所施設措置費等負担金56万8,287円ですが、母子生活支援施設の措置費に対する負担金で、負担率は 2 分の 1 です。備考欄 5、子育てのための施設等利用給付費負担金1,159万8,500円ですが、幼児教育・保育無償化の事業に対する国庫負担金で、補助率は 2 分の 1 です。

福祉 課長 3 節生活保護費負担金になります。備考欄 1、生活保護費等負担金 6 億5,213万1,689円、こちらは生活保護扶助費に対する国の負担金で、負担率は 4 分の 3 となります。

保健医療課長	2目衛生費国庫負担金、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金は、集団や個別接種に係る負担金となります。説明欄2、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金です。こちらに関しましては、健康被害の認定を受けました5名に対する負担金となります。
こども課長 介護高齢課長	備考欄3、未熟児養育医療費負担金41万7,900円は、例年並みとなっております。27ページ、28ページを御覧ください。15款2項2目民生費国庫補助金の説明欄1、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金317万9,000円ですが、市内の地域密着型事業所のエアコン入替えに対する補助金で、こちらは10分の10です。備考欄2、介護保険事業費補助金160万円ですけれども、こちらにつきましては、令和6年度の報酬改定に伴う市のシステム改修に係る補助金です。上限額が160万円ということです。以上です。
福祉課長	続きまして、備考欄3、地域生活支援事業費等補助金2,490万1,000円ですが、障害者の日常生活支援や社会参加支援などに対する国の補助金です。補助率は2分の1となります。続きまして、備考欄4、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金919万7,000円ですが、こちらは生活困窮者自立支援法に基づく任意事業等に対する国からの補助金となり、補助率は事業メニューによって変わりますが、それぞれ2分の1から4分の3までというふうになります。続きまして、備考欄5、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業補助金913万2,000円ですが、他機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金となります。令和3年度からは、ひきこもり相談も実施しております。補助率は、重層に係る部分につきましては4分の3、ひきこもり支援につきましては2分の1となります。続きまして、備考欄6、社会保障・税番号制度システム整備等補助金339万4,000円ですが、これは生活保護におきます医療扶助のオンライン資格確認導入事業ということで、10分の10の補助となります。
こども課長	続きまして、2節児童福祉費補助金、備考欄1、母子家庭等自立支援給付金事業費補助金195万円ですが、これは母子家庭の母または父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、国の指定する講座等を受講することに伴い必要となる費用の一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業と、安定した収入を期待できる資格取得のため、12月以上の養成機関へ入校した際の経費や入学金の一部を支給する高等職業訓練促進給付金等事業の2つの国庫補助金であります。備考欄2、子ども・子育て支援交付金7,365万3,000円ですが、これは学童保育所、一時預かり保育、病児保育センター、子育て支援センターの運営費などに対する国の補助金で、補助率は3分の1、利用者支援事業に係る経費につきましては補助率3分の2であります。備考欄3、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金88万1,000円ですが、これは家庭児童相談室で事務補助を行う会計年度任用職員の人件費に対する国の補助金で、補助率は2分の1であります。備考欄4、保育対策総合支援事業費補助金1,190万3,000円ですが、これは送迎用バスの安全装置の設置を行う事業及び保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入に要した経費に対する補助金であります。備考欄5、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金5,339万2,000円ですが、国の事業の令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金に対する国の補助金で、補助率は10分の10であります。備考欄6、次世代育成支援事業対策施設整備交付金949万6,000円ですが、旧神納東小学校に設置いたしました子育て支援センター整備に対する補助金で、補助率は2分の1であります。

- 福祉 課長 3節災害救助費補助金、備考欄1、被災者見守り・相談支援等事業補助金606万3,000円ですが、こちらむらかみ見守り支援センターに係る国の補助金となります。国庫補助事業で、2分の1補助となります。
- 保健医療課長 3目衛生費国庫補助金、説明欄2、3、5、6は例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄4、母子保健衛生費国庫補助金は、令和5年度から産婦健診も対象となりましたので、増額となっております。
- 福祉 課長 続きまして、31、32ページを御覧ください。15款3項2目民生費委託金、2節の児童福祉費委託金の備考欄1、特別児童扶養手当事務取扱交付金ですが、こちらは例年どおりとなります。

第16款 県支出金
(説明)

- 保健医療課長 33、34ページを御覧ください。説明欄1、2、4は例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄3、産前産後保険料負担金は、県4分の1の補助率です。
- 介護高齢課長 備考欄5、低所得者保険料軽減負担金2,243万9,025円ですが、低所得者保険料軽減負担金の県負担分4分の1になります。
- 福祉 課長 備考欄6、民生委員推薦会負担金ですが、こちらは令和5年度中に開催した民生委員推薦会2回分の県負担金となります。続きまして、備考欄7、障害者自立支援給付費負担金から備考欄8、9につきましましては、国の負担事業と同等の県負担金となりまして、いずれも4分の1の負担割合となります。続きまして、備考欄10、埋火葬費用弁償交付金になりますが、こちらは生活保護受給者における扶養義務者の相続放棄等に係る埋葬、火葬に係る経費について弁償を受けた交付金でございます。
- こども課長 2節児童福祉費負担金、備考欄1、児童手当負担金9,094万1,332円につきましましては、例年と同様になります。備考欄2、子どものための教育・保育給付費負担金4,597万1,236円につきましましては、国の負担金事業に係る県の負担金です。負担率は4分の1です。備考欄3、児童入所施設措置費等負担金28万4,143円につきましましては、母子生活支援施設の措置費に対する県負担金で、負担率は4分の1です。備考欄4、子育てのための施設等利用給付費負担金579万9,250円につきましましては、国の負担金事業に係る県の負担金で、負担率は4分の1です。
- 福祉 課長 3節生活保護費負担金、備考欄1、生活保護費等負担金900万円につきましましては、居住地が明らかでない要保護者等に対しまして保護した場合の経費を県が4分の1負担するものでございます。
- こども課長 2目1節保健衛生費負担金、備考欄1、未熟児養育医療費負担金20万8,950円につきましましては、例年並みとなっておりますので、説明を省略いたします。
- 福祉 課長 16款2項1目総務費県補助金、第1節総務管理費補助金、備考欄4の消費者行政推進事業等補助金87万5,000円につきましましては、消費者行政強化及び推進のための事業に対する県補助金となります。
- 保健医療課長 続きまして、ページ35、36ページをお願いします。16款2項2目民生費補助金、説明欄1は例年どおりのため、省略させていただきます。
- 介護高齢課長 備考欄2から備考欄5につきましても、例年どおりのため、省略させていただきます。備考欄6、介護基盤整備事業費補助金2,079万3,000円ですが、市内病院が介護医療院に転換しまして、その際に必要となった備品等の補助となります。単価掛ける87病床ということで2,079万3,000円になっております。備考欄7、介護基盤整備

事業費補助金の繰越明許分9,700万5,000円でありますけれども、こちらは同じく介護医療院に転換した際に必要となった施設の整備費の分になります。令和4年度中に完成できなかったことから、令和5年度に全額繰り越して執行したものになります。備考欄8、市民後見推進事業補助金221万1,000円でありますけれども、成年後見制度の市民後見人の活動を安定的に実施するため、体制構築のための補助金となります。

福祉 課長

備考欄9、重度心身障害者医療費助成事業補助金5,989万8,000円につきましては、医療費助成に係る県補助で、補助率2分の1となります。続きまして、備考欄10、地域生活支援事業費等補助金1,245万円、こちらにつきましては国負担金と同事業の県負担分の4分の1となります。備考欄11、障害者向け住宅整備費補助金58万3,000円ですが、令和5年度住宅改修は5件ありまして、県の補助率は2分の1となります。続きまして、備考欄12、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金7万円でございますが、こちらは身体障害者手帳の交付とならない難聴児の補聴器の購入費の一部を助成するものでございます。補助率は県3分の1となります。令和5年の実績は1件となります。備考欄13、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金597万6,000円ですが、こちらは生活困窮者の多様なニーズへの対応並びに支援体制を強化するために係る県補助金となります。令和3年度からの新設のものでございます。続きまして、備考欄14、ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業補助金215万4,000円ですが、こちらは独り親世帯の子供の生活の向上を図るために実施した学習支援事業に係る県補助です。補助率は4分の3となります。また、生活困窮者自立支援事業の子供に対する学習支援事業、こちら2分の1としてこの内訳に入っております。備考欄15、緊急生活支援事業補助金1,300万円ですが、住民税非課税世帯等に対する灯油購入費助成事業で、補助率、県2分の1となります。続きまして、備考欄16、補聴器使用状況調査補助金ですが、こちらは県が実施するモニター調査に賛同した市町村に対しまして交付される補助金となります。回答した方1人につき3,000円ということになります。

こども課長

続きまして、2節児童福祉費補助金、備考欄1、ひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,483万3,000円につきましては、例年同様となっております。備考欄2、子ども・子育て支援交付金6,226万円ですが、これは学童保育所、一時預かり事業、病児保育センター、子育て支援センターの運営費などに対する県の補助金となります。備考欄3、施設型給付費地方単独費用補助金283万7,978円ですが、これは認定こども園に移行した私立幼稚園に対し、もともと支給されていた私学助成金の水準になるよう補うため、県独自の補助を決定しているものであります。備考欄4、ひとり親家庭等日常生活サポート事業補助金6万2,750円ですが、ファミリーサポートセンター利用補助金のうち、ひとり親家庭の利用料金を無料とした場合に県から交付される補助金となります。補助率は2分の1です。備考欄5、保育対策総合支援事業費補助金292万2,000円ですが、医療的ケアが必要な園児に対して医療的ケアを行う看護師の配置をした場合に必要な経費に対する県の補助金です。補助率は6分の5です。

福祉 課長

3節災害救助費補助金です。備考欄1、被災者生活再建支援事業補助金325万円ですが、こちらは大雨災害により居住する住宅に被害を受けた世帯への生活再建支援事業に係る県補助金となります。補助率は3分の2となります。

保健医療課長

3目衛生費県補助金、説明欄1から4は例年どおりのため、省略させていただきます

す。

こども課長 備考欄 5、子ども医療交付金4,010万3,000円につきましては、例年同様のため、説明を省略いたします。

保健医療課長 5 項 1 目民生費受託事業収入、説明欄 1 は後期高齢者健康診査、説明欄 2 は令和 5 年度から開始しました後期高齢者歯科健診の受託収入です。2 目衛生費受託事業収入、説明欄 1 は後期高齢者の一体的事業に係る受託収入です。6 項 5 目過年度収入、説明欄 1 は過年度の新型コロナワクチン接種に係る負担金となります。

(何事か呼ぶ者あり)

鈴木分科会長 ちょっと飛ばし過ぎでございます。戻っていただいて。

こども課長 39ページ、40ページをお開きください。9 目災害復旧費県補助金、1 節災害復旧費補助金、備考欄 1、社会福祉施設等災害復旧費補助金 2 億3,129万9,000円につきましては、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨により被害を受けたあらかわ保育園と保内学童保育所の復旧整備に対する県の補助金です。補助率は 4 分の 3 となります。

福祉 課長 41、42ページをお願いいたします。16款 3 項 2 目民生費委託金、第 1 節社会福祉費委託金の備考欄 2、戦没者遺族等援護事務交付金 2 万9,000円ですが、戦没者遺族に関する事務の県からの委託金となります。

第19款 繰入金

(説 明)

介護高齢課長 45ページ、46ページを御覧ください。19款 1 項 1 目特別会計繰入金の備考欄 1、介護保険特別会計繰入金2,408万9,087円です。こちらについては、令和 4 年度の事業費の確定に伴いまして繰り入れたものとなります。

第21款 諸収入

(説 明)

福祉 課長 続きまして、47、48ページをお願いいたします。21款 4 項 1 目貸付金元利収入、第 1 節民生費貸付金元利収入の備考欄 1、災害援護資金貸付金収入76万6,400円になりますが、こちらは大雨災害に係る貸付けであります、令和 7 年度からの償還前に繰上償還の申出があった 5 名分の償還金となります。

保健医療課長 続きまして、49、50ページを御覧ください。5 項 1 目民生費受託事業収入、説明欄 1 は後期高齢者健診、説明欄 2 は令和 5 年度から開始しました後期高齢者歯科健診の受託収入です。2 目衛生費受託事業収入、説明欄 1 は、後期高齢者の一体的事業に係る受託収入となっております。6 項 5 目過年度収入、説明欄 1 は、過年度の新型コロナワクチン接種に係る負担金となっております。

介護高齢課長 備考欄 2、過年度低所得者保険料軽減国庫負担金67万8,510円と、備考欄 3、過年度低所得者保険料軽減県負担金33万9,255円は、令和 4 年度の事業費確定に伴って追加を受けた負担金であります。

福祉 課長 備考欄 4 から 6 につきましては、過年度の精算による追加交付ですので、詳細は省略させていただきます。

こども課長 備考欄 7 から次ページの備考欄13につきましては、過年度の国・県支出金の精算に伴う追加分であります。

保健医療課長 続きまして、53、54ページを御覧ください。6 目雑入、2 節民生雑入、説明欄 1 は過年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算金となっております。

介護高齢課長 備考欄2、行旅死亡人等遺留金26万1,200円ではありますが、身寄りのない高齢者がお亡くなりになりまして、市が火葬を行ったものについて、本人の手持ち金をその費用として歳入したものととなります。備考欄の3、行旅死亡人等遺族負担金2万円ですけれども、死亡診断書につきましては、市が支払う必要があるために支払ったのですが、その後、死後事務委任契約の受託者からその分を歳入したものととなります。備考欄4、介護給付費等収入2,307万6,900円ではありますが、介護予防ケアプランの作成に係る報酬で、4,995件分となります。備考欄の5、介護人材確保推進事業給付金返還金30万円ですが、市内で3年以上の勤務を条件にして支給した給付金について、条件に合わなくなったため、返還となったものととなります。

福祉 課長 備考欄6、生活保護費返還金でございますが、1,030万7,108円ですが、現年度分の生活保護法第63条並びに78条の返還金になります。備考欄7、過年度分県障医療費返還金につきましては、高額療養費等の対象になったことにより、過年度分医療費の一部が返還されたものでございます。備考欄8、過年度分生活保護費返還金181万3,208円につきましては、こちらは先ほど出ておりました63条、78条の返還金とは別に、過年度分として返還されたものでございます。備考欄9、第三者行為による賠償金でございますが、こちらは事故の発生により医療費、介護費の支払いを保護費、扶助費にて一時立替えしていたものについて、過失割合の確定により保険会社へ求償し、支払われたものととなります。備考欄10、行旅死亡人等遺留金につきましては、生活保護受給者等が所持していた遺留金4件分、こちらは葬斎執行費用に充当ということになります。備考欄11、過年度分特別障害者手当等返還金及び備考欄12、過年度人工透析通院助成費返還金につきましては、申請者からの届出が遅れたため、出納整理期間を超えて返還となったものでございます。

こども課長 備考欄13、自動販売機手数料17万6,026円ですが、屋内遊び場に設置しました自動販売機の売上げに対する手数料であります。備考欄14、保育園保育士等給食費負担金1,580万8,500円ですが、これは保育関係職員のうち、給食を食べる職員の実費負担であります。備考欄15、工事に伴う光熱水費3,610円ですが、これは令和4年8月3日からの大雨により被災した保内学童保育所の復旧工事に際して施工業者が使用した光熱水費の精算によるものであります。備考欄16、子育て支援センター事業参加費2万2,000円は、子育て支援センターの各種事業に参加した際の参加費であります。備考欄17、過年度分ひとり親家庭等医療費返還金5,468円ですが、過年度分の医療費助成が高額療養費適用となったため、高額療養費から返還金が納入されたものであります。備考欄18、過年度分子育て世帯未来応援特別給付金返還金5万円ですが、給付金の支給後に子育て世帯生活支援特別給付金との重複支給が判明した1名分について、返還していただいたものであります。備考欄19、過年度分保育士・放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金返還金16万2,800円ですが、NPO法人希楽々に交付した令和3年度放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金について、実績報告精算額の戻入分であります。備考欄20、教材費2,263円ですが、教材をなくされた保護者に再交付する際に実費を徴収するものであります。備考欄21、朝日学童保育所光熱水費等負担金10万円ですが、朝日学童保育所の2階に村上市岩船地区保護司会の事務所が併設されており、その光熱水費の一部を御負担いただいているものであります。備考欄22、保育園副食費2,475万1,795円ですが、調定額2,485万795円に対する収入済額で、収納率は99.6%であります。備考欄23、保育園副食費、滞納繰越分4万9,500円ですが、調定額8万775円に対する収入済額で、収納率

61.28%でありました。

保健医療課長 3節衛生雑入、説明欄6、7、9は例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄8は、2年に1回開催しますヘルスメイト養成講座参加料となります。説明欄10、11は過年度分の返還金となっております。

こども課長 備考欄12、過年度分子ども医療費返還金8万1,208円ですが、過年度分の医療費助成が高額療養費の適用となったため、高額療養費から返還金が納入されたものであります。

分科会長（鈴木一之君）暫時休憩を宣する。
（午後 2時28分）

分科会長（鈴木一之君）再開を宣する。
（午後 2時40分）

歳入

第13款 分担金及び負担金
（質 疑）
（「なし」と呼ぶ者あり）

第14款 使用料及び手数料
（質 疑）
（「なし」と呼ぶ者あり）

第15款 国庫支出金
（質 疑）

上村 正朗 では、1つ細かいところですが、教えてください。26ページの下の方、1、生活保護費等負担金、雑入でも出たので、どこで話しようかな、どこで聞こうかなと思っていたのですが、費用返還金、63条と、78条の費用徴収金ありますけれども、それぞれ今村上市が持っている債権額ってどのくらいになりますでしょうか。

福祉 課長 令和5年の決算ベースの部分からいったときなのですが、63条の現年度分の調定額、58件で1,263万5,003円となります。78条につきましては、現年度分6件で115万4,194円。それと、もう一つ、過年度分がございます。過年度分につきましては、63条の調定分になりますが、79件、1,277万9,616円。78条になります。28件、1,543万6,896円。

上村 正朗 かなりマニアックな話なのですが、要はこの調定されると、国に対して補助金申請できないわけですね。補助金の申請から一旦落とさなくてはならないと。その分については、市が頑張ってお返ししてくださいというのが生活保護のシステムなのですね。ただ、5年過ぎて、きちんと債権管理をしっかりしておいて、時効になって、もう不納欠損で落とさなくてはいけなくなったら、それは国に申請してくれれば4分の3は負担するよと、国のほうで見るよということなのですね。ただ、債権管理をしっかりしていないと、時効になっても、それは国が面倒を見てくれないよということになっているわけなのですから、その辺債権管理しっかりや

って、5年過ぎて、もう取れなくなった分については、しっかり国に対して請求しているのですかということを知りたいのですけれども。

福祉 課長 福祉政策室の副参事より回答いたします。

福祉政策室副参事（斎藤） 説明します。返還金につきましては、毎年現年度分を調定しまして、引継ぎとしましては翌年のケースワーカーに、プラス、担当がないものについては査察指導員のほうが引継ぎをして、総括的には債権担当のケースワーカーと査察指導員で債権のほうを随時毎年管理しております。その中で、今御質問あったような5年を過ぎる、長期にわたる場合においても、毎年管理を行っているのですが、今のところ先ほど御指摘あった時効で国のほうに申請するということで実績のほう、私担当になってからはしたことがないというか、実績はありません。県のほうにも確認したのですが、結構管理というか、それが該当になるについてはかなり厳しい管理のほうをしなければいけないということで、今のところ実績としてはないという状況です。以上です。

上村 正朗 今その時効の該当になっているのは、大体つかみでもいいのですけれども、どのくらいになっていますか、額的には。

福祉政策室副参事（斎藤） 件数につきましては、ちょっと今のところ今日金額しか押さえていなかったもので、後ほどまた回答のほうをさせていただければと。

上村 正朗 いやいや、額を教えてください。

福祉政策室副参事（斎藤） 5年経過分ということですか。過年度分がもう1年、年度過ぎるとあれですので、内訳、年度ごとのを見ないと5年前が幾らというのがちょっと分からない状況です。

上村 正朗 ということで、63、78合わせて過年度分3,000万円ぐらいあるのですでしたか、3,000万円の中で5年経過したものもきちんと債権管理をしていて、ちゃんと督促とかしていれば、時効で落として、市としては取れなくなっても、取れなくなった分、国のほうに請求できるわけですから、今からでもしっかり債権管理をして、督促もして、やっぱりそれは財政的に大変な村上市ですので、それは何百万円、何千万円の話ですので、ぜひその辺大変だと思いますけれども、取り組んでいただきたいなと思いますけれども、課長、いかがでしょうか。

福祉 課長 お答えする前に、すみません、私のほうでちょっと資料を持っていたので、先ほどの不納欠損分についてお答えさせていただきます。4件で280万円ほどになっております。債権管理につきましては、職員の数もそうなのですけれども、庶務担当の者も含めて万全を期しておりますので、いま一度内容精査と、あとは県のほうに確認しまして、どのレベルまでのものが要求されるのか再度確認させていただいて、きちんと管理をしていくつもりでございます。

第16款 県支出金

（質 疑）

渡辺 昌 36ページの真ん中辺りに16番、補聴器使用状況調査補助金3万3,000円ですけれども、これ1件当たり3,000円という説明あったと思うのですけれども、ではこの調査する方は11人で、それによってどのようなことに調査が反映されるのか教えてください。

福祉 課長 今一部のお医者さん並びに学者さんのほうで、補聴器を使うことによって難聴が解消され、それはひいては介護予防等につながるということで研究を行っております。

それに対して県のほうも主導しまして調査に御協力くださいということでやっております。また、身体障害者手帳の方は補装具給付でちゃんとされるのですが、それ以外の方で手帳まではいかないのだけれども、難聴レベルが高いという方に対しての調査・研究を進めていると、その協力という形になります。

渡辺 昌 この調査によって県なり市がどういうことの対策というのか、補聴器の補助金をどのくらいするかとか、そういうところにいくわけではないのですね。

福祉 課長 今のところ市独自でということではなくて、県の施策として取り入れられるかどうかというところを調査しているということになります。

渡辺 昌 県の取組として補聴器に対する補助金とか、そういうことにつながるのでしょうか。

福祉 課長 ちょっと詳細につきましては、副参事のほうからお答えいたします。

福祉政策室副参事（堀内） 今県のほうで補聴器の調査をしているのですが、年齢であるとか、性別であるとか、どういった方と暮らしていて、どういったことで補聴器が必要になったのか、補聴器を購入するまでどういった方に相談したかとか、そういったことを調査して、広く情報を集めている状況でございます。

第19款 繰入金

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

第21款 諸収入

（質 疑）

渡辺 昌 54ページの民生雑入の上のほうに行旅死亡人等遺留金、これ介護高齢課分と福祉課分ですか、上がっていますけれども、件数というのか、対象となる人数の方分かりましたら教えてください。

福祉 課長 備考欄10のほうの福祉課分についてになります。こちらは、生活保護受給者の方で、あと身寄りがなく、あと引取り手が全くない方、4件分の遺留金という形になります。

介護高齢課長 備考欄2の介護高齢課分につきましては、3名分でございます。

渡辺 昌 ということは、身寄りがない方ということは、火葬まで担当課が行うということでしょうか。

福祉 課長 ちょっとケース・バイ・ケースになりますので、また生活保護担当の副参事のほうからお答えさせていただきます。

福祉政策室副参事（斎藤） 回答します。身寄りがないということで、こちらのほうで、業者さんのほうを通じて直接火葬場に行ったりとか、そういうことはしないで、最低限度こちらで執行するという形でやらせていただいております。

渡辺 昌 今度所管違ってくるのですが、所管というか、お骨はどうなるのでしょうか。市の墓地に入るのか、その辺ちょっと教えてください。

福祉政策室副参事（斎藤） そこにつきましては、一応親族、連絡取れない方とか、遠方にいる場合もありますので、こちらでアプローチをして、連絡で引取りできる親族についてはお骨を引き取りいただくと。ただ、葬祭もしていただけない親族もいらっしゃいますので、その場合は埋葬しなければいけないということで、市営墓地のほうに埋葬の申請をして土地をお借りして、職員の手で埋葬しているというのが実態です。

渡辺 昌 すみません、細かいことばかりで。その市営墓地、市有墓地は、どこに納めるかと

というのは決まっているのですか。

福祉政策室長 岩船の市営墓地のところに……

渡辺 昌 何か所かありますけれども。

福祉政策室長 今現在2か所ございましたのですけれども、1か所ちょっと満杯になりまして、今岩船新田町のほうに埋葬しております。

歳出

第2款 総務費

(説明)

福祉 課長 それでは、77、78ページをお開きください。2款1項10目消費者行政費になります。備考欄1、消費者行政経費331万7,576円でございますが、消費生活相談員の人件費及び相談業務に係る事務費等の経費となります。昨年に比較しまして約170万円ほど減額になっておりますが、こちらは消費生活相談員2名が昨年11月、12月と相次いで欠員となったため、相談員の人件費について支出しなかったための減額となります。

第3款 民生費

(説明)

福祉 課長 それでは、3款のほうに移らせていただきます。93、94ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費となります。備考欄1、社会福祉費一般経費534万6,750円ですが、これは一昨年同様、フードバンク等活動支援事業補助金として4団体に対し1団体当たり50万円ほど補助して、同等の支出となっております。続きまして、95、96ページ、備考欄2、民生児童委員経費となります。こちらは、民生委員・児童委員の報償ほか関係経費となります。続きまして、備考欄3、行旅病人等支援経費33万2,276円になりますが、これは行旅死亡人に係る経費となります。続きまして、備考欄4、生活困窮者自立支援事業経費3,192万5,000円ですが、こちらは主に委託料となります。社会福祉協議会への委託料というふうになります。続きまして、備考欄5、福祉総合相談事業経費892万7,316円ですが、こちらは多岐にわたる相談に対応するため、相談支援包括化推進員を配置するなどの経費となっております。

介護高齢課長 備考欄6、介護職員人材確保推進事業経費です。2行目の介護人材確保推進事業給付金244万円ではありますが、令和4年度から働きながら資格を取る方にも制度を拡大しまして、令和5年度は21人の方に給付金を支給しております。3行目、介護職員等キャリアアップ支援事業費補助金35万4,000円ですが、令和5年度は4法人の方が活用されました。備考欄7、市民後見推進事業経費269万6,719円ですが、市民後見制度利用促進のための検討会の委員報酬と市民後見人養成講座を村上市社会福祉協議会へ委託して実施したのになります。

福祉 課長 備考欄8、社会福祉協議会助成経費8,750万5,000円ですが、村上市社会福祉協議会に対する補助金となります。法人運営に係る人件費等につきましては8,490万円、事業費につきましては260万5,000円となります。続きまして、備考欄9、物価高騰対応重点支援経費1億2,164万2,198円です。こちらは、住民税均等割世帯に対して給付金1世帯当たり10万円と非課税世帯応援給付金及び均等割世帯給付金を受給した世帯の18歳以下の子供がいる世帯について、1人当たり5万円の子供加算を支給し

たものでございます。続きまして、97、98ページをお願いいたします。備考欄10、電力・ガス・食料品等価格高騰支援経費 5 億6,399万536円となります。こちらに住民税非課税世帯に対して住民税非課税世帯生活応援給付金としまして 1 世帯 3 万円、同じ給付金の第 2 弾として 1 世帯 7 万円を支給して、受給されている世帯はおおよそ計10万円の給付を受けたものでございます。続きまして、備考欄11、こちらと同様の名称になりますが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費ということで、こちらは非課税世帯に対する灯油購入費助成事業ということで3,015万4,269円を支出しております。続きまして、備考欄12、障害福祉費一般経費2,200万9,241円となります。こちらにつきましては、福祉タクシーの利用助成委託、また人工透析の通院助成等の助成費が主なものとなります。続きまして、備考欄13、地域生活支援経費となりますが、こちらは障害者向けの各種サービス、地域活動支援センター事業委託料、日中一時支援、その他生活用具等の支給に係る経費となります。続きまして、備考欄14、基幹相談支援センター経費につきましては、相談支援専門員 4 名を派遣していただいている経費、その他関係職員の人件費が主なものとなります。続きまして、99、100ページをお願いいたします。備考欄15、特別障害者手当等経費につきましては、昨年とほぼ同じため、詳細は割愛させていただきます。備考欄16、障害者自立支援経費につきましては、障害福祉サービス、障害児通所支援サービス等の費用について支出したものでございます。続きまして、備考欄17、障害者給付費等審査会経費につきましては、昨年とほぼ同じとなっております。続きまして、備考欄18、発達障害者支援事業経費につきましては、相談支援ファイルパスの一と並びにペアレントトレーニングを実施した経費となっております。続きまして、備考欄19、運営費負担金につきましては、村上市が加盟する下越福祉行政組合の市町村負担金となっております。6,234万3,000円となります。備考欄20、地域活動支援センター経費につきまして、68万91円ですが、施設管理に係る経費となります。続きまして、備考欄21、重度心身障害者医療費助成経費 1 億2,485万3,714円につきましては、前年度から微増となっておりますが、ほぼ同額となっておりますので、詳細については割愛させていただきます。備考欄22、障害者福祉団体助成経費122万9,000円につきましては、障害者団体への補助金となります。コロナ収束に伴いまして活動量が増えてきておりますので、一昨年よりも増額となっております。

保健医療課長 説明欄24、国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から国保特別会計に繰り出すものとなっております。

福祉 課長 備考欄25、社会福祉総務費職員人件費につきましては、1 億4,307万1,324円は職員 18人分の人件費となります。

介護高齢課長 2 目社会福祉施設費、備考欄 1、ゆり花会館運営経費2,512万1,461円ですが、工事請負費につきましては、駐車場の側溝の蓋、あとはお湯を送るためのポンプの入替えの工事費となります。次に、備考欄 2、福祉の森経費につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。次に、3 目老人福祉費、備考欄 1、老人福祉費一般経費3,132万5,262円ですけれども、こちらは 2 行目、100歳の長寿祝金は、お一人当たり20万円で28人分のお祝金となります。そして、備考欄 2、生きがい活動支援経費15万9,313円ですけれども、こちらはハッピーボランティアポイントに係るプリペイドカードの作成料になります。備考欄 3 と備考欄 4 につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。備考欄 5、避難行動要支援者支援経費295万983円でありますけれども、3 行目の通信運搬費は要支援者名簿を外部に提供するこ

とについての同意確認を行った際の郵送料になります。5行目、個別避難計画作成委託料211万5,300円は、市内のケアマネジャーさんに作成を依頼しておりまして、提出のあった分、641件に対する委託料となります。次に、備考欄6については、例年どおりのため、省略させていただきます。次に、103ページ、104ページを御覧ください。備考欄7、高齢者生活支援経費2,027万9,725円ではありますが、主なものについて説明させていただきます。6行目、緊急通報システム運営業務委託料293万2,138円ではありますが、令和6年3月31日現在の設置台数は89台となります。10行目、軽度生活援助サービス委託料544万9,600円につきましては、65人の方に対して計2,300回行った軽度生活援助のサービスの委託料となります。12行目、高齢者安否確認委託料103万6,800円ですけれども、80歳以上の単身者及び高齢者のみ世帯の方に対して社協さんのほうに委託して実施したもので、対象者は1,440名となります。備考欄7については以上です。

保健医療課長 説明欄8、老人医療費助成経費ですけれども、例年どおりのため、省略させていただきます。

介護高齢課長 備考欄9、老人保護措置経費1,984万3,231円は、例年どおりのため、省略させていただきます。

保健医療課長 説明欄10、後期高齢者医療広域連合負担金は、例年どおりのため、省略させていただきます。

介護高齢課長 備考欄11、地域介護・福祉空間整備事業経費317万9,000円は、歳入でも御説明申し上げましたが、空調設備の更新に係る経費の補助金で、10分の10です。備考欄12の介護基盤整備事業経費2,079万3,000円につきましては、介護医療院の整備に当たっての備品購入費に対する補助金でして、23万9,000円掛ける87床分でございます。備考欄13、介護基盤整備事業経費、繰越明許分、9,700万5,000円は同じく介護医療院に転換するための施設整備に対する補助金です。111万5,000円掛ける87床分です。備考欄14、介護予防サービス計画経費は、例年どおりのため、省略させていただきます。備考欄15、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費1,027万6,750円は、物価高騰により影響を受けている法人さん、市内にある44法人さんに対して支援金を交付したのになります。

保健医療課長 備考欄16、後期高齢者医療特別会計繰出金は、特別会計に繰り出すものとなっております。

介護高齢課長 105ページ、106ページを御覧ください。備考欄17、介護保険特別会計繰出金、備考欄18、老人福祉職員人件費につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。次に、4目老人福祉施設費、備考欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費以下ですが、こちらにつきましては、工事請負費の分だけ説明させていただきます。備考欄1から備考欄7にかけて、備考欄1の工事請負費につきましては、あかまつ荘の、LEDに蛍光灯を交換した工事費用になります。備考欄3、老人ホーム運営経費の工事請負費187万円につきましては、養護老人ホームやまゆり荘の静養室の空調設備の更新工事になります。備考欄4、老人介護施設経費の工事請負費につきましては、デイサービスセンターきわなみ荘と上海府デイサービスセンターの設備の修繕工事になります。備考欄5、老人介護施設経費、事故繰越分52万8,000円につきましては、山辺里デイサービスセンターが落雷により制御盤故障しまして、その取替え工事となります。備考欄6、8.3大雨災害荒川いこいの家経費の工事請負費979万8,800円は、荒川いこいの家の解体処分費になります。備考欄7、臨時経済対

策事業経費（老人福祉施設整備）、事故繰越分339万6,700円は、あかまつ荘の給湯ボイラーの取替え工事になります。

こども課長 107、108ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、備考欄1、児童福祉費一般経費1,690万3,290円ですが、主なものにつきましては返還金1,487万934円で、令和4年度子ども・子育て支援事業交付金の精算に伴うものであります。備考欄2、児童福祉費一般経費、繰越明許分140万円ですが、園児の通園バス置き去り防止を支援する安全装置の設置が義務づけられたことに伴い、私営の保育所通園バス8台分に対する補助金となります。備考欄3から5につきましては、主なものはそれぞれ会計年度任用職員の人件費となります。備考欄6、子育て事業関連計画策定経費343万5,800円ですが、令和7年度を始期としたこども計画策定のため、子ども・子育て会議を4回開催した経費並びに同計画策定のためのニーズ調査の経費となります。

福祉 課長 次ページをお願いします。備考欄7、特別児童扶養手当経費につきましては、特別児童扶養手当支給に係る事務費となります。

こども課長 備考欄8、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業経費5,961万7,039円ですが、物価高騰により経済的な影響を受けている低所得者の子育て世帯の家計を支援するため、児童1人5万円を955人に支給したものです。備考欄9、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援経費299万700円ですが、幼稚園等給食費助成金として市内の幼稚園、認定こども園、私営の保育園に交付したものであります。備考欄10、児童福祉総務費職員人件費及び備考欄11、ことばとこころの相談室職員人件費は例年どおりですので、説明を省略いたします。2目母子父子福祉費、備考欄1、ひとり親家庭等医療費助成経費2,989万1,222円ですが、令和5年度末現在の対象者は371世帯、930人となっており、前年度より16世帯、34人減少しております。備考欄2、児童入所施設措置経費121万4,745円ですが、母子生活支援施設に保護された1世帯分の措置費です。備考欄3、児童扶養手当経費1億7,824万1,090円ですが、支払い対象者は延べ6,403件でした。備考欄4、母子家庭等対策総合支援事業経費279万6,000円ですが、次ページの111、112ページに掲載の高等職業訓練促進給付金84万6,000円と令和4年度の国庫補助金の返還金195万円であります。3目児童措置費、備考欄1、保育園運営経費は11億906万1,577円ですが、主な経費といたしましては、保育園の会計年度任用職員に係る人件費としての報酬、期末手当、共済組合負担金、社会保険料、費用弁償、合わせまして4億1,340万1,717円であります。上から28行目、指定管理料4億5,352万1,942円は、あらかわ、向ヶ丘、みのり保育園、3園の指定管理料であります。下から6行目の工事請負費3,091万4,400円につきましては、主なものといたしまして第一保育園、第二保育園、山居町保育園のトイレの一部洋式化工事で計849万7,500円、山北そらいろ保育園床暖房用機器の取り替え工事として570万4,600円、向ヶ丘保育園の給湯器更新工事で774万8,400円であります。備考欄2、通園バス運行経費5,569万3,489円ですが、合計12台の通園バスに係る経費でありまして、主な経費といたしましては、運転業務委託料で4,312万5,445円、公用車リース料として728万2,638円であります。備考欄3、通園バス運行経費、繰越明許分168万3,000円ですが、市所有の通園バス12台分の安全装置の購入設置費用になります。113、114ページをお開きください。備考欄4、子育て支援センター事業経費から備考欄6、一時預かり事業経費までの主なものにつきましては、いずれも会計年度任用職員の人件費となります。備考欄7、ふれあい交流事業経費15万9,450円ですが、

地域全体で子育てを支援するという意識づくりを目的として、例年全保育園において畑づくり、料理体験など様々な活動を通して地域住民との交流を図っていましたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域住民はお呼びせず、園児と職員のみで活動を実施をいたしました。備考欄8、幼児の体力向上事業経費98万3,411円ですが、令和5年度は11園の年長児を対象児童として、年7回の運動遊びの実施と年1回の体力測定を各地域の総合型スポーツクラブに委託して実施したものであります。備考欄9、認定こども園運営事業経費9,764万3,499円ですが、主なものは認定こども園である村上いずみ園における一時預かり事業委託料383万3,160円、施設型給付費負担金9,015万1,630円、子育て支援センター事業補助金246万5,000円であります。備考欄10、地域型保育事業運営経費1億3,752万4,160円ですが、ゆりかご保育園、マイマイ保育園、認可保育園きらら、あんず保育園への地域型給付費負担金の支出であります。115、116ページをお開きください。備考欄11、病児保育事業経費4,615万6,260円ですが、あらかじめ病児保育センター及びむらかみ病児保育センターに係る指定管理料3,108万2,302円と、医療法人佐藤医院が運営するあさひ病児保育室の運営費に対する補助金1,472万6,000円が主な支出となっております。備考欄12、子育てのための施設等利用給付事業経費2,484万1,173円ですが、村上幼稚園と村上いずみ園における子育てのための施設等利用給付費であります。主に村上幼稚園利用者に対する利用料と預かり保育利用料の無償化に係る経費で、対象者は71人でした。備考欄13、私立幼稚園運営経費193万1,000円ですが、主なものは実費徴収に係る補足給付事業補助金で122万4,000円となっております。備考欄14、児童手当等支給経費5億8,930万1,375円ですが、児童手当決算額は5億8,886万円、支払い対象者延べ5万3,066件でした。備考欄15、児童措置費職員人件費及び備考欄16、保育園職員人件費は例年並みですので、説明を省略させていただきます。4目学童保育費1億3,804万5,031円ですが、主なものといたしましては、会計年度任用職員に係る人件費としての報酬、期末手当、共済組合負担金、社会保険料、費用弁償、合わせまして7,492万6,349円。それから、117、118ページ、お開きください。こちら記載の指定管理料4,903万6,344円であります。指定管理料は、神林、山北の学童保育所分となります。また、工事請負費165万5,830円の内訳につきましては、南町児童館2階エアコン更新工事で49万5,000円、瀬波学童保育所の2階多目的広場のエアコン更新工事で105万6,000円、保内学童保育所Wi-Fi設置工事で10万4,830円となります。5目児童福祉施設費、備考欄1、屋内遊び場経費835万2,789円ですが、主なものといたしましては、施設管理を行う会計年度任用職員に係る人件費297万6,978円、窓口受付及び清掃業務を行う施設管理業務委託料267万2,219円です。備考欄2、児童遊園施設経費110万9,400円ですが、公園に係る設備、遊具の修繕が主なものとなっております。備考欄3、子育て支援拠点施設整備事業経費1億1,074万9,470円ですが、旧神納東小学校について、子育て支援拠点施設への用途変更及び子育て支援センター1階トイレの改修などの整備費になります。

福祉 課長

3款3項1目生活保護総務費、備考欄1、生活保護経費につきましては、前年度から2,000万円ほどの減になっておりますが、こちらは国庫負担金、県負担金の返還金が減となったものでございます。119ページ、120ページをお願いします。備考欄2の生活保護総務費職員人件費につきましては、職員8名分の人件費となります。続きまして、3款3項2目扶助費につきまして、生活保護扶助費8億6,218万4,936円につきましては、令和4年度と比較して2,500万円ほどの増額となっております。前年

度と比較して医療費が若干増額が見られることと、令和5年10月に実施された基準改定が影響しているものと思われます。続きまして、3款4項1目災害救助費、備考欄1、8.3大雨災害被災者生活再建支援事業経費487万5,000円につきましては、居住する住宅に被害を受けた世帯の生活再建支援に係る経費となります。合計で11件分となります。備考欄2、同じく8.3大雨災害の被災者支援等事業経費につきましては、こちらは社会福祉協議会に委託しておりますむらかみ見守り支援センターの事業経費となります。

第4款 衛生費 (説明)

- 保健医療課長 4款1項1目、備考欄1、保健衛生総務経費です。7行目、新潟県医師養成修学資金貸与事業費用負担金ですが、医師確保対策としまして、令和5年度から県と連携して始めました北里大学医学部地域枠の負担金となっております。次のページを御覧ください。備考欄2、健康づくり経費です。令和5年度は、健康むらかみ21計画・食育推進計画策定のため、健康づくり推進対策委員会を例年1回のところ3回開催したことなどで増額となっております。備考欄3、地域医療懇談会経費です。令和4年度医療フォーラムが大雨による災害のため中止としたことにより繰越金が多くなったため、令和5年度は減額となっております。
- 福祉 課長 備考欄4、精神保健経費でございますが、精神障害者家族会への補助金となります。金額的には前年とほぼ同額となります。
- 保健医療課長 備考欄5、出産・子育て応援事業経費です。妊娠届出時と新生児訪問時の面談による、その後の伴走型支援に係る経費となっております。備考欄8、保健衛生総務費職員人件費は省略させていただきます。2目予防費、説明欄1、生活習慣病予防対策経費です。こちらは、特定健診や各種がん検診などに係る経費となっております。次のページを御覧ください。備考欄2、歯科保健事業経費です。令和5年度から成人歯科検診の対象に25歳、35歳を追加し、20歳から70歳まで5歳刻みとなりました。また、令和5年度から後期高齢者歯科検診も開始したことにより増額となっております。備考欄3、予防業務経費です。乳幼児から高齢者までの予防接種に係る経費と、令和5年度は新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金が含まれております。備考欄4、自殺予防対策事業経費は例年同様、自殺対策検討委員会は2回開催し、市民向けゲートキーパー養成講座は2回コースで1回開催しております。備考欄5、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費になります。令和5年度は、延べ3万6,559人が接種しました。次のページを御覧ください。
- こども課長 備考欄6、子どもの医療費助成経費1億4,502万6,129円につきましては、例年どおりですので、説明を省略させていただきます。
- 福祉 課長 備考欄7、精神障害者医療費助成経費につきましては、精神障害者の入院に係る医療費助成となり、前年度とほぼ同額となっております。
- こども課長 備考欄8、未熟児養育医療給付経費142万9,695円につきましても、例年どおりですので、説明を省略させていただきます。
- 保健医療課長 備考欄9、母子保健経費です。令和5年度から新規で産婦健康診査、新生児聴覚検査の助成を始めたことにより、前年度と比べ増額となっております。産婦健診は、1人5,000円が上限で2回まで、新生児聴覚検査は6,000円が上限で初回検査を助成しております。備考欄10、妊産婦の医療費助成ですが、こちらは令和4年度から事

業を開始しております。備考欄11、予防費職員人件費は省略させていただきます。続きまして、129、130ページを御覧ください。5目、備考欄1、保健衛生施設経費です。こちらは、朝日保健センターのエアコン修繕のため増額となっております。7目診療所費、備考欄1、急患診療所経費ですが、令和5年6月から発熱者の対応を再開したことにより医薬材料費が増額となっております。以上です。

第11款 災害復旧費

(説明)

こども課長 飛びまして、223ページ、224ページをお開きください。11款5項1目民生施設災害復旧費、備考欄1、8.3大雨災害児童福祉施設災害復旧費、繰越明許分2億6,908万7,300円ですが、大雨災害により被災したあらかわ保育園及び保内学童保育所の本復旧工事に係る測量設計等委託料907万8,300円、工事請負費2億6,000万9,000円につきましては、あらかわ保育園及び保内学童保育所の本復旧工事に対して支払いしました前払い金1億430万円を除いた工事請負費と荒島児童プール排水ます修繕工事になります。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第3款 民生費

(質疑)

長谷川 孝 96ページちょっとお願いします。多分社会福祉協議会のところなのだろうと思うのですが、コロナ禍のときに生活支援の貸付け、小口ではなくて、結構大きい金額で貸し付けたというのがあるのですが、その返済が多分今年の1月から始まったのではないかなというふうに思っているのですが、借りた実績とか、そういうのというのはどこにも出てこないのだけれども、その辺分かりませんか。

福祉 課長 申し訳ございません。社会福祉協議会で独自といいますか、市のほうを通さずやっている事業なものですから、こちらのほうで詳細のほうはちょっと把握はしておりません。

長谷川 孝 これ最初の予算のときというのは、市が社会福祉協議会を通してやった事業ではなかったのですか。

福祉 課長 ちょっと今確認したのですが、その事業ではないということです。

長谷川 孝 そうすれば、社会福祉協議会に全部任せきりということになるわけですね。

福祉 課長 ちょっと副参事のほうから。

福祉政策室副参事(斎藤) 私もちっと社協さんとお付き合いあるので、その中で話しさせてもらおうと、通常社会福祉協議会さんのほうで生活福祉資金の貸付けがあるということでやっています、今回のコロナの騒ぎで特例貸付けというところで、結構今まで審査厳しいものが、コロナでもう緊急を要する方とか、困窮に陥る可能性がある方に対して特例で貸付けを行うというところで委員がおっしゃったような事業が始まって、今返済が開始しているというところなので、市を通してというよりは、県社協とか、国の制度として社会福祉協議会のほうで生活福祉資金の貸付けと並行し

- てやっていた事業という認識でございます。
- 長谷川 孝 もう一つ、保育園の運営、これもちょうと例えば今回の保育園3園の統合の公募とかというのが公募委員会とかというのが例えばこの決算に委員会報酬とか出てくればそこで聞こうかなと思ったのだけれども、出てきていないのだけれども、このお盆過ぎから8月末にかけて公募しましたよね、保育園の統合の。結果どうなったかぐらいは教えてくれませんか。
- こども課長 公募の委員の経費につきましては、令和6年度、今年度やっておりますので、まだ決算には出てきておりません。それから、委員おっしゃったように公募は締め切りましたが、まだちょっと内容については申し上げられません。意思表示はしましたけれども、公募資料とか提出締め切っておりますので、正式にはまだというような段階であります。
- 長谷川 孝 では、細かいことはいいです。
- 渡辺 昌 96ページの1項の2番目の民生児童委員経費なのですけれども、民生委員の成り手不足というのは前から言われているのですけれども、集落の方とか、周りの方の民生委員の方の活動見ていると、前の方が一生懸命やられると、次の方、引継ぎでこれをやるのですよみたいなことを言われてしまうと、例えば確かに民生児童委員の仕事として児童の通学の安全確保みたいなものも書いてあったのですけれども、以前だと直接学校あったので、例えば片道2キロ、3キロぐらいのところを民生委員の方が学校まで送って、それで帰るという方もいらっしゃったし、バス通学になってからは集落の中で一旦子供たちを集めて、それをバスの乗り場に連れて行って、バスに乗せるような活動をされているのです。だから、例えば前の方が一生懸命やったりするとそういうことになってしまうのか、毎日仕事ある方が毎朝、朝の食事とか、仕事ある方がそういうことをやっていて、ボランティア、この間の一般質問でもありましたけれども、熱心にやられるとどうなのでしょう、そういうことというのは、活動内容というのは協議会か何かで議題とかになったりはしないのでしょうか。
- 福祉 課長 今委員から御指摘のとおり、その地区によって、もしくは担任のところによって温度差といいますか、活動内容に差異があります。民生委員・児童委員の連絡協議会等では、研修会を通じて、できるだけ均一になるようにということは進めてはいるのですけれども、なかなか地域特性としてそこがうまく機能しない部分もございます。私ども一般質問の中でもお答えさせていただいたのですけれども、今後協力員制度の構築に向けた動きをしていきます。その中で、民生委員さん同士がもうちょっと交流を持てる場というのをつくって、私どももその情報を収集するために、あした、18日、連合会の会長さんとお話をさせていただいて、民生委員さんの活動も含めて情報共有がもっと速やかになされるようにちょっとお話をさせていただこうというふうに考えております。
- 渡辺 昌 前の方が辞められて、次になる方、区長さんのほうに推薦してくれという形で行くのでしょうかけれども、なる方がいないと区長さんの家族の方とか、もしくは区長さん本人が受けている場合もあるのですけれども、実際どのくらいいらっしゃるのかかりますか。
- 福祉 課長 今正確な区長さんとの兼務というのは数はちょっと資料として持ってきていないのですけれども、複数名いることは確かでございます。実は来年度、令和7年度に民生委員の一斉改選が行われます。いつもですと、来年度入りしましたら区長さんにお

願いするという形を取ってはいたのですけれども、ちょっと今年度から先に区長さんのほうにお話をさせていただいて、もう今年度中から地区単位、もしくは自治会単位で動けるような仕掛けをしたいというふうに考えております。来年度については、今よりはスムーズな形でもうちょっと選んでいただけるように手はずを取ることとしております。

渡辺 昌 次、102ページの下のほう、老人福祉費の中の老人クラブ活動支援経費についてなのですが、今、自分は朝日ですけれども、朝日の辺りでも高齢者多いのですけれども、老人クラブの会長さんが辞められるとなかなか次受ける方なくて、そのまま老人クラブも解散してしまうパターンが多いのです。多分朝日でも、聞いたところだと集落の中の半分ぐらいしか老人クラブないような話も聞いたのですけれども、実際市として老人クラブないよりは様々施策するのに便利というか、ましてや健康寿命とかいろいろ、高齢者の人数も増えているわけで、その辺の老人クラブの減少の現状について、市として対策なり何か考えているところってあるのでしょうか。

介護高齢課長 団体数で見まして、令和3年度104あったのが令和5年度では89という形で、今おっしゃったように大きく数は減ってきております。以前から行ってもらっていましたが、老人クラブ単位で各地区の単身の高齢者の世帯だったりとかも見守りしてもらったりとか、そんな活動を行う上でも、老人クラブがその集落なり、町内なりにあることのメリットは大きいかなというふうにして思っています。ただ、今のところ具体的に何か手を打っているわけではなくて、こうしたお金とか、補助金とか、そうしたところでの支援のみをさせていただいているような状況になっております。

渡辺 昌 今補助金ということ出たのですけれども、老人クラブ単位で補助金出ていますよね。あれは、会員数によって人数掛けているのですか。単価とか分かりましたら。

介護高齢課長 29人以下で3万円、30人から44人で4万円、あと45人以上ですと5万円という形になっております。

渡辺 昌 それ補助金をもらうと、年度末には決算書というのか、例えば何に使ったか領収書をつけたとか、そういうふうな報告はしなければいけないのですか。それとも、もらいっ放しって言えば悪いのですけれども、なかなかその手間も大変みたい、どんなか分からないのですけれども、どんな感じで報告しているのでしょうか。

介護高齢課長 決算書を提出いただいております。あと、そのほかに敬老会の事業なんかも老人クラブで受けてもらっているところもあるのかなと思いますが、先ほどの補助金につきましては、決算書という形で実績報告を出していただいております。

渡辺 昌 公費なので、いいかげんなことはできないのですけれども、何かもうちょっと、3万円いただいて、活動費の全部を報告しなければならないような報告書のパターンもありますので、なるべく必要最小限の報告書にしてもらいたいと思います。それと、もう一点、昨日は敬老の日だったので、うちの集落では15日に敬老会をやったのですけれども、敬老会委託料ですか、102ページ、これ上がっていますけれども、敬老会対象者1人当たり1,500円掛ける対象者の人数で各集落、町内に行っていると思うのですけれども、最近もう4月1日の段階で名簿出て、それに合わせて補助金が出ていると思うのです。うちのほうは稲刈りが忙しいので、6月に敬老会やっているところもありますので、例えば4月の人数で決めて、名簿出て、それを9月の敬老会にやるとなると、村上市全体でいえば100人ぐらい人数違ってくるのかなと思う

のですけれども、たしか今の制度だとそうであっても、実際の敬老会やるときの対象者の人数とずれてきていても、その分を返金するというやり方でないように聞いたのですけれども、実際そうでしょうか。

高齢者支援室長 敬老会のお話なのですけれども、補助金は4月1日現在の人口で、その年度中に75歳以上になる方の人数で補助金の上限額を決めていますので、ずれるという部分に関しては、どの辺りでずれるのかちょっと分かりませんが、一応対象者としては減っても、補助金の上限額は実際の支出額と比較しますので、減る係数というのは、恐らく市からもらった補助金を満額そのまま、1人当たり1,500円で計算しているのですけれども、1,500円の商品券を例えば配るだとか、1,500円分の品物を配っているだとかという部分に関して、敬老会の直近の支出が、例えば私どものほうでは年度中に到達する方を上げていますので、その間に例えば住民の移動があって人数が少なくなったというケースですと、支出額が少なくなれば減額になるケースはあるのですけれども、ただ町内によっては町内会の足し前がありますので、補助金としては1,500円見えていますけれども、町内から幾らか分の上乗せがあるという町内に関しては、人数が減っても、支出額として市の補助金の上限額を上回っている形になるので、減額はないことにしています。

渡辺 昌 前からそういうやり方でしたか。どうしても敬老会やるとなると、決算終わってから実際かかったお金でもって、これを対象者の人数と、それを報告してもらいやり方だとなかなか準備ができないので、あらかじめ市からお金いただいてというやり方なので、例えば敬老会やるといっても1か月以上前から準備すると、そのときの人数でやっても、途中で亡くなる方もいらっしゃるわけで、そうしたときにその分の1,500円を市に返さなくてもいいのですかということをお聞きしたのですけれども。

高齢者支援室長 1か月前から準備をするというお話なので……

(「例えばね」と呼ぶ者あり)

高齢者支援室長 支出してしまったものに関しては、私どものほうでは減額対象にはしてはいないです。ただ、その支出する額が直近の人数で、先ほど申し上げたとおり支出したという形になると、町内からの支払い自体が少ないので、補助金の上限額を下回っていれば減額にはなりますけれども、補助金の上限額を上回っていれば減額にはならない形になります。

介護高齢課長 こちらからお渡しするお金は確かに100人分、例えば100人掛ける1,500円でお渡ししています。それで、今委員おっしゃったように、会の当日までに例えば90人になってしまったとかという場合であったとしても、15万円以上の経費をその集落のほうで支出していただいているようであれば、たとえ90人であったとしても、交付したお金はお戻しいただく必要はないということで、そのようにさせていただいているそうです。

上村 正朗 たくさんありますけれども、教えてください。96ページの備考欄4、生活困窮者自立支援事業運営業務委託料、幾つか事業あると思いますけれども、就労準備支援事業の委託料を教えてください。

福祉 課長 副参事のほうからお答えします。

福祉政策室副参事(斎藤) お願いします。これ国庫負担金と補助金の割当ての関係で、令和5年度の決算報告用の資料では相談員1名割当てということで、委託料の合計の内訳の中の197万7,377円という形になっております。

上村 正朗 3,100万円全体の中の197万円が就労準備支援事業ということですか。

福祉政策室副参事（斎藤） では、トータルのほうを話ししますと、人件費が2,606万8,724円で、そのうちの主任相談員専任が1名、あと相談支援員3名と、あと相談支援員さん、これ兼務の方が2名ということで4.5人、トータル、プラス学習支援事業の職員ということになっているのですが、そのうちの今言ったのは人件費の割当て分、あと人件費と、ほかに需用費の分の割当ての振り分けもあるので、そういった捉えで1名分ということになっております。

上村 正朗 それで、実績、就労準備支援事業で支援した人数は何人いらっしゃいますか。

福祉政策室副参事（斎藤） 就労準備支援事業というところで、こちらは7件のプランを作成したということで報告来ています。内容としては、社会参加の機会が少ない方に対して、簡易的なボランティア活動などのメニューを提示して社会参加の場を提供と。その7件のうち、若干名福祉就労、一般就労につながったと、データ、2名だったと思うのですけれども、実績出ているというところで上がっています。そのほか社協さんのほうでは、自立相談支援事業の中で一般就労に向けての就労支援……

上村 正朗 いや、就労準備支援だけの話。

福祉政策室副参事（斎藤） だけでいいですか。7件のプランということになっています。

上村 正朗 7件で、成果は、就労に結びついたのは2人ということですか。

福祉政策室副参事（斎藤） こちらにつきましては、事業の内容的に、支援開始と同時にハローワークへの同行とか、すぐに就労に就けない、いわゆる日常……

上村 正朗 就労準備支援事業の内容は分かっているので、その説明は要らないです。2人ということですね。

福祉政策室副参事（斎藤） 2人ということで聞いています。

上村 正朗 200万円超える事業費で成果2人というのは少ないような気が、当然支援員さんは一生懸命やっというので、それは評価しないわけではないのですけれども、費用対効果的に言うと200万円を超える事業費で、プランが7人で、就労に近づけるのが2人というとなかなか、費用対効果的というか、それではちょっと評価としてはどうなのでしょう。どういう評価していらっしゃいますか。

福祉政策室副参事（斎藤） 御指摘ありがとうございます。こちらとしても、事業の内容に対する評価としては、またさらなる上積みを感じたいとか、また内容、実績を上げていただきたいというふうに考えているので、決して満足している結果ではございません。

上村 正朗 社協が単体でやる就労準備支援事業って非常に全国的にも難しいと思うのです。成果上げるというのは、なかなか。新潟市なんかは、ひきこもり支援事業のところに就労準備支援事業を充てて、相当な、何百人という成果上げていると思うので、その辺もうちょっと事業転換といいますか、見直しというのが私は、対象者の見直し、村上市で抱える課題というのはたくさんあると思うので、本当に大変なところにしっかり予算と人を充てるべきではないかなと思うのですけれども、その辺は副参事というよりも、課長、いかがでしょうか。

福祉 課長 確かに費用対効果等を見ますと、おっしゃるとおりでございます。私どもも今の状態を漫然とそのまま続ける気はございません。今現在副参事中心にしましていろいろ情報収集を行っておりまして、他の事業所の方等々含めて今研究しておりまして、次年度実施できればというふうに動いてはおります。

上村 正朗 前回この委員会に所属していたときも聞いて、やっぱり3人とか、4人とか少ない

ほうの1桁だったと思うので、ぜひその辺、担当者がサボっているとかという意味では全くありません。一生懸命やっていらっしゃるのですけれども、やっぱり対象がちっと違うのかなという気がするのです、よろしくお願ひしたいと思います。続いて、7番の市民後見推進事業経費なのですけれども、これは目的はどういう目的の事業でしょうか。

介護高齢課長 市民後見の方を、後見人として弁護士さんとか以外で市民の方に後見人になっていただきたくて、そうした方の養成するための事業となります。

上村 正朗 いつから始めて、市民後見人の実績は何人上がっていますか。市民後見人として既に活動をやっている方は何人いらっしゃるのか。いつから始めて、今実際市民後見人として活動されている方は何人いらっしゃいますか。

介護高齢課長 令和2年から開始しておりまして、まだ市民後見人としてお一人で受任されている方はおりません。

上村 正朗 これも5年事業やって、大体200万円ぐらいの事業費ですよ。何で5年やって、一人も市民後見人になった人がいないのかというのは非常に不思議だなという気がするのですけれども、実際養成はするけれども、家裁が結局市民後見人を成年後見人として認めなければ駄目なわけですよ。何でそこまでいかないのかなというのがちっと不思議なのですけれども、理由としてはどんな理由が考えられますか。

介護高齢課長 研修受けて、その後社協さんのほうで支援員として一緒に活動してもらっているのですけれども、そうした中で御本人のほうも自分で受任できるというところまでの心構えがちっとまだできないという方もおられたりなどして、まだ候補者にも至っていないというところなのですが、今年度、お一人かお二人、独り立ちといいますか、支援員という仕事は続けながらなのですけれども、受任に向けて家裁のほうから選んでもらえるような人をつくろうということを、つくろうといいますか、しっかり御本人にも納得してもらった上で、それに向けたことにしていこうということでは社協さんのほうでも考えています。

上村 正朗 市民後見人を家庭裁判所が選任する上では、やっぱり市民後見人の支援体制といいますか、佐渡市でいえば佐渡市の成年後見センターみたいな、そういうしっかりした支援体制があるかどうかで家裁は判断すると思いますので、その辺の体制というのは確立しているのでしょうか。何かそういう成年後見センターみたいなものというのはあるのですしたっけ。

介護高齢課長 センターということではないのですけれども、社協さんがその支援をする団体として基幹の団体になっていますけれども、そうしたところで社協さんがその辺の支援をしていくことでは家裁ともお話ししております。

上村 正朗 あんまりそういう話は聞いていないのですけれども、村上市社会福祉協議会が支援するということで家裁とも話合いが進んでいるということでしょうか。

介護高齢課長 そういった形で支援していくということで家裁さんに相談しながら、体制とか、そうしたところを進めているところでございます。

上村 正朗 相談しながらなののですけれども、要は社協の中でどれだけ成年後見の支援する専任の職員がちゃんといるかどうかですよ。要はその辺でちゃんとそういう選任とか、専任ではなくても、しっかりやる体制というか、そういうのができているのか、できていないのか。社協がやるという話であれば、何で5年もたっているのかというのが、社協というのは5年前からあったはずなのですけれども、その辺がどうもよく分からないのですけれども、具体的にどうなのですか。社協の何かが支援すると

か、そういうのは。

福祉政策室係長（田巻） 成年後見については、村上市の中では包括のセンターと基幹相談センター、そして社会福祉協議会で中核機関というものを設置しております。これについては成年後見の相談であったりとか、後見人の支援であったり、広報活動などを担う機関となっております。これが令和4年の4月から設立ということになっております。ただいまお話ありました市民後見人について、副分科会長おっしゃったとおり、市民後見人をバックアップする体制というのが家裁のほうではやはり必要だというお話があります。それで、佐渡などではそういった後見センターというところがバックアップ体制を担っていると。村上市には今のところそのバックアップ体制となるセンターというのが今はない状態であるのですけれども、市民後見人の養成講座を受け、修了した方が今村上社協が行っている法人後見の法人後見支援員として活躍していただいております。そういった方を今後社協さんが監督人という立場になって市民後見人をバックアップしていくという方法で今後進んでいけるかどうかというのを今家庭裁判所と相談しながら進めているところでございます。

上村 正朗 成年後見監督人ということですか。

福祉政策室係長（田巻） そうです。

上村 正朗 成年後見監督人ということになると、成年監督人と成年後見人、それぞれ報酬みたいなのが出ますよね。それは、利用者が払うことになるのでしょうか。

福祉政策室係長（田巻） おっしゃるとおり報酬というものが、月2万円程度になりますけれども、1人の方に対してそれだけの報酬を被後見人が支払うことになるわけですが、監督人がつくると監督人と後見人それぞれに報酬が出るのですけれども、今だとそれがちょうど半分ずつになっているようなことを聞いております。なので、倍それを払うということではなくて、今まで1人についていたものを半分になるというふうなことでございます。

上村 正朗 こればかり話していてもしょうがないので、このぐらいでやめますけれども、成年後見監督人ということは、社協の誰か職員が個人的になるわけですね。法人の仕事としてももちろんやるわけですが、個人的にやるという話なので、非常に筋としてはやっぱり佐渡市の成年後見センター、法人としてきちんとやるというのが私は筋がいい話だと思うので、社協の職員個人に結局責任が行くわけですので、果たしてそういう方向というのは正しい方向なのかなと思いますけれども、その辺介護高齢課長、いかがでしょうか。

介護高齢課長 個人という形でもあります。今説明もありましたとおり、法人さんで一体として監督人といいますか、支援していくということでお話を聞いていますので、一義的に監督人という方お一人でその人が責任を負うということではなく、法人さんとして全体的にバックアップしていきたいということで私はお話を聞いておりました。

上村 正朗 成年監督人がいろんなやっぱり瑕疵があって責任問われるときに、その人の責任を社協が代わって取るなんていうことは法律上できないと思いますよ。成年後見人に対する監督の瑕疵については、成年監督人が個人的にやはり私は責任問われる話だと思いますので、社協がそれに代わってやるなんていうのは無理な話だと思うので、その辺はちょっとどうかなと思いますけれども、取りあえず次のところに行きたいと思います。同じページ、8の社会福祉協議会の助成経費の運営費補助金で8,490万円ほど出していますけれども、これも何回も私聞いたことあるのですけれども、算定根拠というのはどういうふうになっているのでしょうか。

福祉 課長 こちらのほうにつきましては、社会福祉協議会に係る人件費で、消耗品、燃料費、修繕料、租税公課等施設に係る運営費、あとは若干の福祉大会等の事業費、こういったものが入っております。

上村 正朗 財源は、どのようになっていますか。

福祉 課長 こちらは、市の単独費になります。

上村 正朗 市の一般財源で、社協にだけこういう運営費補助というのを出しているわけで、ほかの法人さんがうちもくださいと言われると非常に困るかなと思うのですけれども、それは取りあえず横に置いておいて、そういうことで8,400万円何がしのお金、これずっと出しているわけですので、今社協って非常に財政的にも厳しいですね。今年度夏のボーナスが前年度の半分になったとかという話もありますけれども、その辺社協が本当に例えばデイサービスの今指定管理ですけれども、施設を受けてくれないかという話もあるみたいですが、やはり社協の財政的な運営というのは非常に大変だと思いますので、その辺というのはどこが責任を持っているというのか、どこの課で社協とのそういう話合いというのはされているのかなという質問なのですけれども。

福祉 課長 デイサービス等につきましては、個々の事業の指定管理もしくは委託ということになりますので、それぞれの課ということになります。ただ、社協全体の運営につきましては、私自身も社協の理事に名を連ねておりますので、全体の法人の運営並びに経営改善等につきましては、私のほうにも情報が入ってきますし、また会議も出席等をさせていただいております。

上村 正朗 お金、非常に巨額な、10年たつと8億円、9億円という、それ一般財源から出しているわけですから、お金を出すということは口も私は出せると思うので、社協は非常にやっぱり困っていると思うのです。なので、特に指定管理は今令和8年度までの指定管理の期間で、その先本当は施設を社協のほうで受けてもらいたいというのがマネジメントプログラムの内容というふうに理解してよろしいのでしょうか。

介護高齢課長 私どものほうでお願いしているデイサービスセンターとか、あとゆり花でしょうか、につきましても、事後もそのままお願いできればなどは考えております。

上村 正朗 指定管理ということですか。マネジメントプログラムだと、どこにとは書いていないと思いますけれども、施設を民間の人から受け取ってもらって、その民間の方からデイサービスを運営してもらいたいというふうに書いてあると思うのですけれども、その辺はいかがですか。

介護高齢課長 介護のデイサービスセンターにつきましては、そのまま同様の形で指定管理でだと思っていました。ちょっと確認します。すみません。

上村 正朗 マネプロにはそう書いていないと思いますけれども。

鈴木分科会長 すぐ分かりますでしょうか。どうでしょう。
（「ちょっといいですか、分科会長」と呼ぶ者あり）

長谷川 孝 副分科会長の、どっちかっていったら1つのことを、一般質問みたいになってしまうところがあるので、その辺分科会長としてちょっと整理してもらいたいと思います。

上村 正朗 あくまでも令和5年度で出した予算の事業効果ということで聞いているわけですが、ちょっと先走ってしまっていますので、今の話については8,940万円というお金を出しているわけですので、ぜひ効果が出るように事後指導をよろしくお願ひしたいと思います。続いて、98ページの人工透析の通院の助成の関係なのですけれ

ども、343万8,000円ということですのでけれども、これ人工透析の方が使っていられちゃうと思うのですけれども、実績的にはどんな感じでしょうか。

福祉 課長 人工透析の通院助成費のほうになります。令和5年度は延べ受給者数で1,301人というふうになります。

上村 正朗 福祉タクシーのほうでも人工透析の方は使っていますでしょうか。

福祉 課長 福祉タクシー事業につきましては、人工透析を受けている障害者の方で、高齢者のみの市民税非課税世帯に該当する方が2冊まで受け取れるということで、そちらの部分でかかっている方もいます。

上村 正朗 両方は利用できないのですよね。どちらかです。なので、人工透析の方で、福祉タクシーのほうのタクシー券をもらっている方もいらっしゃるのかなと思って聞いているのですけれども。

福祉政策室副参事(堀内) 人工透析を受けている方で福祉タクシー券を2冊もらっている方は人工透析の通院助成を受けることができないので、どちらか片方の選択になります。

上村 正朗 だから、それは分かっているのですけれども、福祉タクシー券をもらっている方も何人ぐらいいらっしゃいますかということを知りたいのです。

福祉政策室副参事(堀内) はっきりとは覚えていないのですが、6冊出ているので、3人です。

上村 正朗 それで、人工透析の方の通院の助成の話で、キロによっていろいろ月額決まっているわけですので、その方がタクシーを使うとすると、ちょっとこの額だと、実際のタクシー料金とこの額というのが大分乖離があるような気がするのですけれども、その辺の分析とかというのはしていられませんか。

福祉 課長 その方の利用形態等にもよりますけれども、確かに乖離が出てくる部分は承知しております。ですが、あくまでも通院の一部助成という考え方でいっておりますので、満額助成という形ではないということを知りたいと思います。

上村 正朗 それは了解しました。同じく下の13番の地域生活支援経費、上から8つ目ぐらいですか、移動支援事業の委託料なのですけれども、これ単価は幾らになりますか、村上。

福祉 課長 単価につきましては、個別の移動支援の身体介護を伴う場合、こちら30分未満ですと2,300円、1時間未満になりますと4,000円、1.5時間未満ですと5,800円、以降30分ごとに820円加算という形になります。

上村 正朗 実際使われている方、何人ぐらいいらっしゃいますか。令和5年度で。

福祉 課長 こちら支給決定の実数になります。31人になります。延べ利用件数につきましては、163件というふうになります。

上村 正朗 了解しました。では、その2つ下の相談支援事業委託料で234万円というのが支出されていますけれども、これは相手先は何か所になりますか。

福祉 課長 こちらは2法人になります。

上村 正朗 2法人で、これも事業費としては足りない額だと思いますけれども、事業費に対する助成みたいな、そういう考え方でしょうか。

福祉 課長 こちらのほうにつきましては、あくまでも相談支援の事業委託という形になりますので、私どものほうから相談をお願いしているという形になります。

上村 正朗 一般相談みたいなので相談委託ということですね。これ財源的には何になるのですか。

福祉 課長 こちらは事業全体が地域生活支援経費ということで、こちら国庫補助事業ということで入っております。

上村 正朗 10分の10。

福祉 課長 2分の1だそうです。

上村 正朗 ちょっと相談支援事業で調べていたのですけれども、令和5年度でこれだけ、2法人に対して二百三十何万円出しているわけですが、上越市あたりでは機能強化型体制加算なんかつけて、協定結んだり、24時間対応とかしなくてははいけないみたいですけれども、結構市の持ち出しの何倍かの相談支援事業者に対しての収入になるようなやり方もしていると思うのですけれども、その辺は何か研究したりしていますでしょうか。

福祉 課長 基幹相談支援センター長から答弁いたします。

福祉政策室係長（田巻） ただいまのお話の件ですけれども、上越のほうでそういったやり方をしているところがあるということは聞いたことがございます。今後、今村上市についても、令和4年4月から基幹相談支援センターができて、ただいまのこの相談支援事業、相談の委託についても、基幹相談支援センターの営業時間外や土曜日、日曜日等の緊急での相談の委託という形でお願いしている部分になります。今副分科会長からお話ありましたようなものについても、この圏域の相談支援事業所、やはり今相談員も不足している部分もありますので、その辺も研究して進めていければというふうには考えております。

上村 正朗 ぜひ研究していただきたいと思います。それと、あとは次のページの16の障害者自立支援経費ということで、その中の障害福祉サービス費、13億円ぐらい出している中なのですから、村上市内で就労継続A型の事業所が令和5年度で終わってしまいましたよね。その辺の、その事業所に出していた障害福祉サービス費というのは、ざっくりでもいいのですけれども、幾らぐらいになるのでしょうか。

福祉政策室係長（田巻） A型の事業所が今年度B型に変わったということで、今のお話で、そのA型の事業所に令和5年度幾ら出していたかというのは、ちょっと今手元には把握しておりません。

上村 正朗 就労継続Aで廃業して、令和5年度で終わって、市から給付していたわけですが、何人ぐらいで、廃業した結果どうなったのかみたいなのはあれですか。

福祉政策室係長（田巻） A型からB型に変わったことによってA型の事業所をやめた、またはほかの事業所に移った正確な数字は把握しておりません。ただ、現在もまだそれこそ7月ですか、で終わって、移ったばかりですので、今も引き続きそちらから移ったり、残ったりしている人はいます。

上村 正朗 A型の事業所としては閉めたわけですので、ぜひ次、雇用契約を結んで、最低賃金一応保障されていたのでしょうか、保障されていたところから、今度工賃1万円、2万円の世界にいくわけですので、御本人たちの生活が大変になると思うので、ぜひそこはしっかり見ていただきたいなと思います。では、あともうちょっと、次、100ページの22番で手をつなぐ育成会の補助金とか、身体障害者団体連合会の補助金とか、あと款は違いますが、精神障害者の同じような障害者団体に対する補助金とか出していると思いますが、その辺は補助金は出していますけれども、団体さん、皆さん、いろいろ運営には困っていらっしゃると思うのですけれども、令和5年度あたりはどんなような形での団体に対する支援をさせていただいたのかちょっとお聞きしたいと思います。

福祉 課長 委員おっしゃるとおり、団体のほうが高齢化が進んでおりまして、非常に運営が厳しくなってきました。また、村上市全体の障害者数は増加傾向にあるのですけ

れども、家族会等に入るかといいますと、今の若い方は家族会に入りません。そのような状況が続いておりますので、私ども手帳を申請されるときなどにパンフレット等を用いてお勧めはしておりますが、なかなか効果は出てきていないということでございます。

上村 正朗 これは、令和5年度だけでも百何十万円補助金出しているわけですので、なかなか団体、本当に高齢化も会員の減少も進んでいると思うので、補助金を出すだけではなくて、団体の活性化に向けてもぜひ支援をお願いしたいなというふうに思います。

第4款 衛生費 (質 疑)

渡辺 昌 120ページの一番下、保健衛生総務経費なのですけれども、8月下旬に朝日の文化会館で村上・岩船地域の医療を考えるフォーラムでしたか、行きましたら、村上病院の研修医の方が6人でしたか、参加されていて、6名もいらっしゃるということでびっくりしたのですけれども、今村上市の医師確保の事業がこの附属資料を見ると3つあるのですけれども、あそこにいらっしゃった研修医の方というのは、市の事業のいずれかを利用、いずれかとか複数とかを利用して研修医されているという理解でよろしいのでしょうか。

健康支援室長 小額ではありますが、臨床研修医確保支援事業ということで借家ですね、家賃と、村上総合病院を通しての形になりますが、あと物産の支援、村上市に来ていただいたわけなので、村上市の特産に関するもの、あと赴任旅費ということで、村上に来られたときの旅費等を支援しております。

渡辺 昌 研修医になられた年度がいつかはちょっと分からないのであれですけれども、この先将来村上に医師として残る形になっていると思うのですけれども、今いらっしゃる研修医の方はいつ頃まで村上病院で医師をされるのか教えてください。

保健医療課長 村上総合病院に残っていただく先生は、海外留学を利用された方は村上市内の病院に4年間いていただくような形になります。それ以外の臨床研修医の先生は、専門研修とかで村上総合病院を利用する方もいらっしゃるかもしれませんが、必ずしも残る方ではないと認識しています。

渡辺 昌 海外研修の事業というのですか、決算でいえばどれになるのですか。

保健医療課長 下から2番目の臨床研修医確保支援事業補助金の中に含まれております。

渡辺 昌 ということは、お一人ぐらいなのですか。

保健医療課長 令和5年度はお一人です。令和6年度はゼロですが、令和7年度に向けて海外留学を希望されている先生がいらっしゃいますので、その先生が令和7年度入学が決まって、令和6年度中に予算執行が必要になる場合も想定しております。

長谷川 孝 今と同じところで、村上病院の患者で診療に来る方というのは推移みたいなのというのは村上市で分かりますか。

保健医療課長 外来は把握しておりませんが、入院の病床使用率という形で報告は受けております。
長谷川 孝 私の感じるのは、かかりつけ医を設けるとかいろいろなやり方して、それから医師もゆとりとかという話になると、そういうのはそういうので大事なことのただけれども、どうも最近村上病院に行つてつぶさに観察すると、何かはやっていないのではないかなというような、はやっているという言葉はよくないのだけれども、すごく診療で来る人が減っているような気がするのだけれども、その辺の数字というのは把握していないわけですね。

保健医療課長 村上総合病院の外来の患者については、ちょっと把握はしておりません。

長谷川 孝 人口も減少して、それがかかりつけ医のほうにシフトしていったら、それで病院も新しくできるということになると、やっぱり村上病院だけの問題ではないのだけれども、みんな病院自体も大変なのではないかというような気がします。なるべく厚生連に県のお金入れてもらおうとか、国のお金入れてもらおうとか、いろいろ運動しながら何とか継続してもらわなければ駄目だということになるのですが、病院自体、村上総合病院だけよくなっても、ほかの厚生連全体の問題もあるのでしょうかけれども、やはりこれだけ補助金とかも入っているわけだから、村上総合病院に対して市長からでもそういう、もちろん言っているのだろうけれども、病院経営をもっと一生懸命に頑張ってもらおうような、そういうような体制をお願いしてもらえばいいのではないかと思いますけれども、その辺どう思いますか。

保健医療課長 村上総合病院自体も今後の経営について改善する必要があると認識して、外来患者さんとか、救急の患者さんとかも、今までですと担当医がいなくてお断りしていたケースもあったようなのですけれども、これからはそういうことはせずに、やはりどなたでもって変ですけれども、病院を希望される方は、いろんな先生チームで組んで対応していくというふうな形で断らないようにしていく、患者さん、住民さんからの信頼を得ていくというふうな対応を取るなどの改善策を取るというふうなことは伺っております。

第11款 災害復旧費

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第88号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（鈴木一之君）閉会を宣する。

(午後 4時33分)